

船舶保安情報の通報事項の一部変更について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。



国際船舶・港湾保安法の施行(平成16年7月1日)により、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港(入域)の24時間前までに、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」を通報することとされていますが、平成30年7月16日から、通報事項が一部変更になりますのでご注意ください。

(変更点)

通報事項に次の事項が追加されます。



- ・ 日本船舶→平成28年12月9日以後の北朝鮮の港への寄港の有無
- ・ 日本船舶以外の船舶→平成28年2月19日以後の北朝鮮の港への寄港の有無

※ この通報は、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

※ この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。)に入域する場合も必要となります。

※ この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。

◆ 通報先はどこですか？

- * 入港する港を管轄する海上保安部署に通報してください。
入港地を定めることができないまま特定海域に入域する場合又は日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。)

◆ その他、通報の方法はどうなっていますか？

- * 通報者・・・一義的には船長ですが、船長の委任を受けた所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
- * 通報手段・・・NACCSシステムによるほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK
※迅速かつ確実に通報を行うために、できる限り、NACCSシステムの利用をお願いします。

◆ 荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

- * 直ちに、所定の通報先に通報してください。
ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。)

船舶保安情報の通報に関するお問い合わせ は最寄の管区海上保安本部まで ※海上保安庁のHPもご覧ください

機関	担当課	住所	電話番号
第一管区海上保安本部	警備課	北海道小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	警備課	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	警備課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	警備課	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	警備課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	警備課	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部	警備課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	警備課	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	警備課	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-0118
第十管区海上保安本部	警備課	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	警備課	沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118

海上保安庁ホームページ：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/hoan00.html>

・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。

・通報を行えば、そのまま入港することができます。海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。

従わない場合は入港を禁止されることがありますのでご注意ください。

・無通報や虚偽の通報を行った船舶の船長は一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されるおそれがあります。

もし通報に不備がある場合は重大な入港遅延が発生する場合があります。